

## 国際化の進展と課税権の再検討

谷 川 喜美江

### 1. はじめに

近年、所得格差の拡大が著しく、2015年5月21日にOECD（経済協力開発機構）が公表した加盟国34ヶ国の2013年所得格差に関する報告<sup>(1)</sup>では、人口の上位10%の富裕層と下位10%の間の所得格差は9.6倍となり、多くの加盟国では所得格差が過去30年で最大であるとの報告がなされた。租税法は所得再分配、すなわち所得格差を是正することがその重要な機能のひとつであるが、所得格差が拡大している現在、その機能を十分に果たし得ているのか疑問である。

そこで、本論文では、まず我が国及びOECD加盟国における所得格差拡大の現状とその要因を探る。そして、個人の国家間移動及び個人資産の国際移転が容易となった今、租税の中でも所得再分配機能の発揮が最も期待される所得税において、公平を阻害する租税回避行為の事例と我が国の対応を概観し、現代における所得税の課税権のあり方を検討したい。

### 2. 所得格差拡大の現状

本章では、我が国及びOECD加盟国における所得格差拡大の現状とその要因を探りたい。

#### (1) 我が国における所得格差拡大の現状とその要因

我が国の所得格差と所得再分配の現状を確認したい。

我が国では、「社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的」<sup>(2)</sup>として、3年に1度所得再分配調査が実施されている。

所得再分配調査の最新の調査結果は2013年のものである。そして、本結果に基づく我が国の当初所得と所得再分配の推移についてジニ係数で示したものが、図1である。

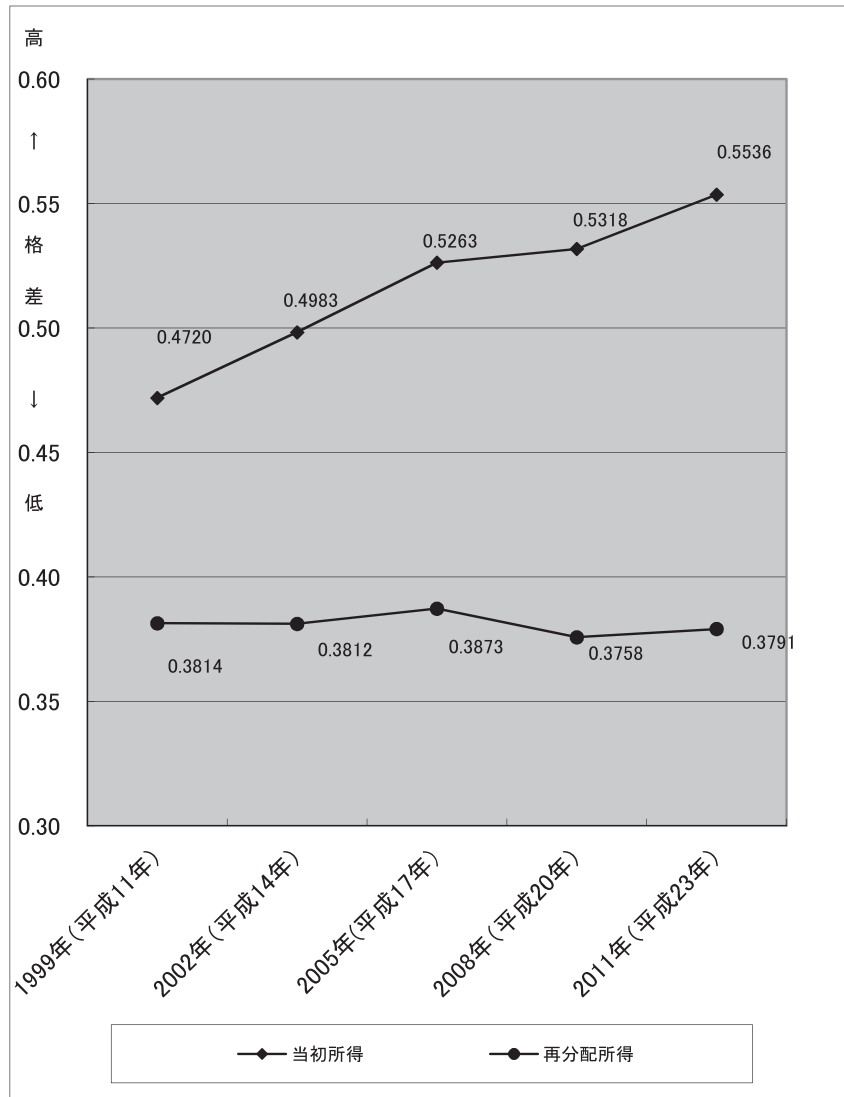
図1より、当初所得に関して、1999年（平成11年）は0.4720、2002年（平成14年）は0.4983、2005年（平成17年）は0.5263、2008年（平成20年）は0.5318、2011年（平成23年）は0.5536と次第に格差が拡大してきている。この要因として、本調査報告では、「近年の人口の高齢化による高齢者世帯の増加や、単独世帯の増加など世帯の小規模化といった社会構造の変化がある。」<sup>(3)</sup>としている。

(1) OECD『*In it together: Why Less Inequality Benefits All*』2015.5.21

(2) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成23年度所得再分配調査』、2013年10月11日公表、1頁

(3) 同上、21頁

図1 我が国の当初所得と再分配所得の推移（ジニ係数の推移）



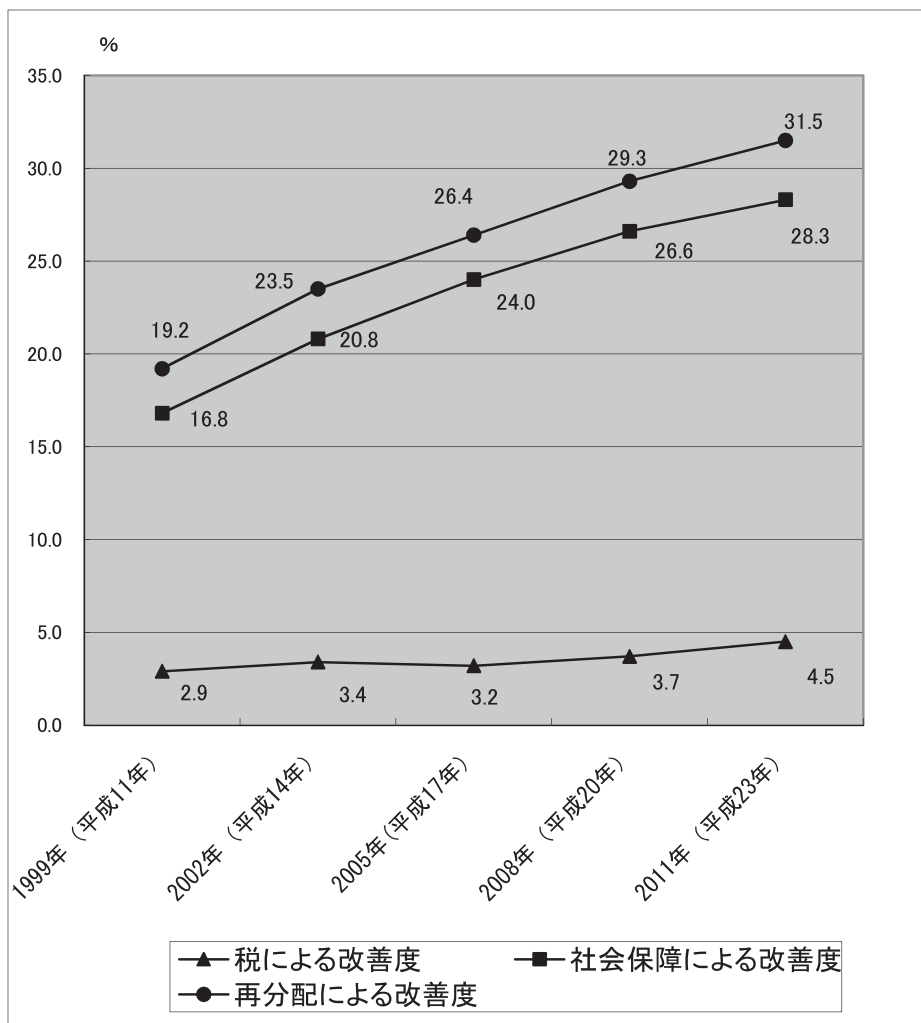
(注) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)『平成23年度所得再分配調査』2013年10月11日公表、6頁より筆者作成

一方、再分配所得は、1999年(平成11年)は0.3814、2002年(平成14年)は0.3812、2005年(平成17年)は0.3873、2008年(平成20年)は0.3758、2011年(平成23年)は0.3791と推移しており、所得再分配後は所得格差が是正され、ほぼ同じ水準でジニ係数が推移しているのである。

所得格差是正については、社会保障による格差是正と税による格差是正とがある。これらに関してジニ係数の改善度を示したものが、図2である。

まず、社会保障によるジニ係数の改善度を確認すると、1999年(平成11年)は16.8%、2002年(平成14年)は20.8%、2005年(平成17年)は24.0%、2008年(平成20年)は

図2 社会保障及び税によるジニ係数の改善度



(注) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)『平成23年度所得再分配調査』2013年10月11日公表, 6頁より筆者作成

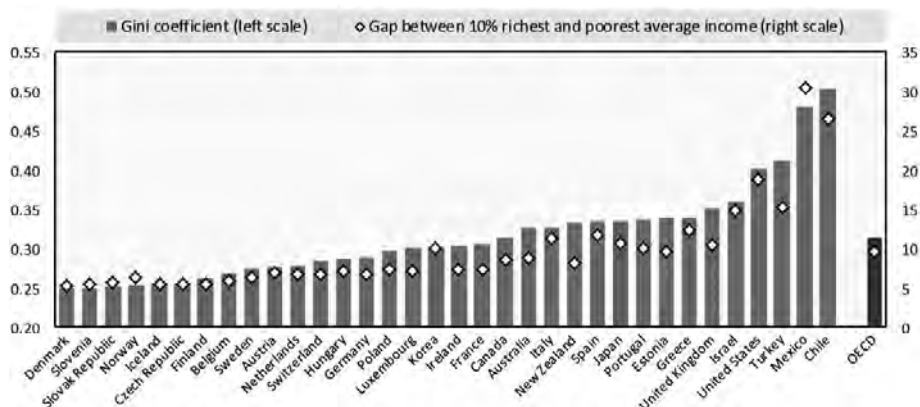
26.6%, 2011年(平成23年)は28.3%とその改善度が年々高くなっている。

また、税によるジニ係数の改善度を確認すると、1999年(平成11年)は2.9%, 2002年(平成14年)は3.4%, 2005年(平成17年)は3.2%, 2008年(平成20年)は3.7%, 2011年(平成23年)は4.5%と、こちらも改善度が年々高くなっているものの、税による改善度は社会保障による改善度の5分の1にも達していない。

そして、再分配によるジニ係数の改善度は、1999年(平成11年)は19.2%であったが、2011年(平成23年)には31.5%と高くなってきている。

我が国のこのような現状について、所得再分配調査報告では、「今回調査では当初所得のジニ係数 0.5536 に対して、再分配所得のジニ係数は 0.3791 となり、所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度は、31.5%で過去最高に

図3 OECD加盟国の所得格差



(出所) OECD『格差縮小に向けて-なぜ格差縮小は皆の利益となり得るか。日本カントリーノート』2015年5月21日、1頁 (OECD“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*” 2015.5.21, p.20)

なっている。』<sup>(4)</sup>としている。

## (2) OECD加盟国における所得格差拡大の現状とその要因

2015年5月21日にOECDが公表した“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*”では、過去30年において多くのOECD加盟国で所得格差が最大になっているとの報告がなされた。そこで本項では、OECD“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*”の公表結果から、OECD加盟国の所得格差の現状を確認したい。

OECD加盟国の所得格差について示したものが、図3である。

図3より、所得格差が最も大きい国はチリでそのジニ係数は0.5を超え、次いで大きいメキシコも0.5に近い数値であることがわかる。なお、最も所得格差が小さい国はデンマークとなっている。

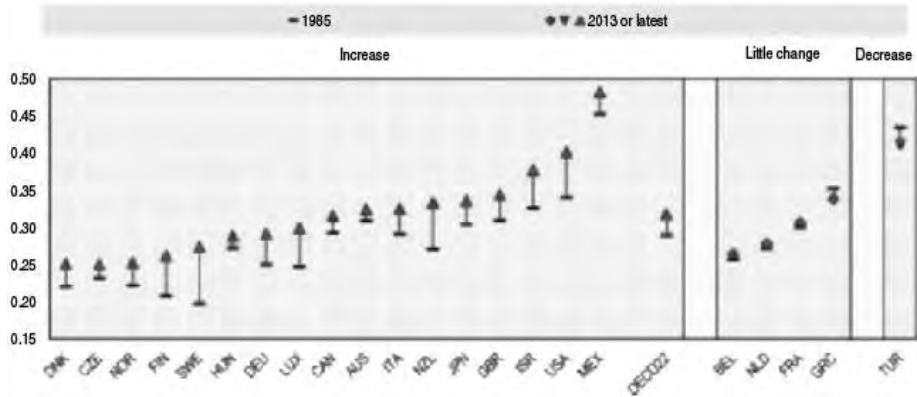
また、1985年と2013年の所得格差の変動を示したものが、図4である。

図4より、所得格差については、大きな低下が1カ国、僅かな低下が1カ国と低下となったのは2カ国のみであり、その他は僅かな上昇が3カ国、大きな上昇が18カ国と多くのOECD加盟国で上昇している。つまり、1985年と2013年の所得格差の変動をみると、多くのOECD加盟国で格差が拡大したのである。

このように、OECDが2015年5月21日公表した“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*”では、現在、多くの加盟国で所得格差が史上最大レベルにあり、かつ、OECD加盟国の人口上位10%の富裕層と下位10%の所得とを比較すると、1980年代は7倍、2000年代は9倍であったものが、現在では9.6倍まで拡大していることを指摘している。

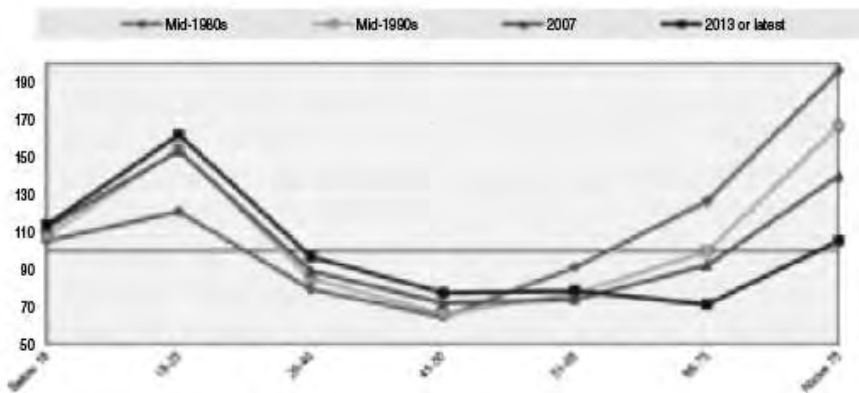
(4) 同上、6頁

図4 1985年と2013年の所得格差の変動



(出所) OECD“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*” 2015,5,21, p.24

図5 世代別の格差変動



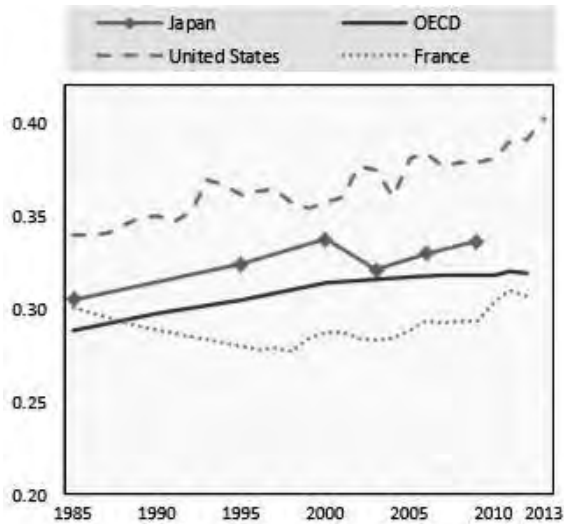
(出所) OECD“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*” 2015,5,21, p.25

1980年代、1990年代、2007年、2013年付近における世代別の格差変動を示したものが図5である。

図5を確認すると、1980年代に最も大きな所得格差があったグループは高齢層グループであった。しかし、高齢層グループにおける所得格差は、1990年代、2007年、2013年付近と次第に縮小している。一方、若年層グループでは、1980年代、1990年代、2007年、2013年付近と次第に所得格差が拡大する方向で推移している。つまり、近年において所得格差の大きなグループは、かつての高齢層グループから若年層グループにシフトしてきていることが理解できるのである。

2015年5月21日公表のOECD“*In it together: Why Less Inequality Benefits All*”では、このように多くのOECD加盟国で所得格差が拡大した要因について、雇用形態の変化が背景にあり、特に正規労働者に比べ契約労働者の所得が低いことが問題であることを指摘し、さらに何らかの改善策が求められるとしている。

図6 ジニ係数の推移



(出所) OECD『格差縮小に向けて-なぜ格差縮は皆の利益となり得るか。日本カントリーノート』2015年5月21日, 1頁

### (3) OECD加盟国と我が国の比較

我が国の所得格差について、OECD加盟国と比較してみたい。

1985年から直近の調査結果までのジニ係数の推移について、我が国、アメリカ、フランス、OECD加盟国平均の推移示したものが図6である。

図6より、我が国の所得格差はアメリカよりは低い、フランスよりも高く、OECD加盟国平均から見ても高くなっていることがわかる。

また、所得格差を是正する社会保障及び税による再分配に関して、我が国、アメリカ、フランス、OECD加盟国平均の1985年以降の推移を示したものが図7である。

図7より、我が国の再分配は1985年以後上昇しているが、2009年と2010年の格差減少は19%にとどまっており、OECD加盟国の平均26%よりも低くなっているのである<sup>(5)</sup>。

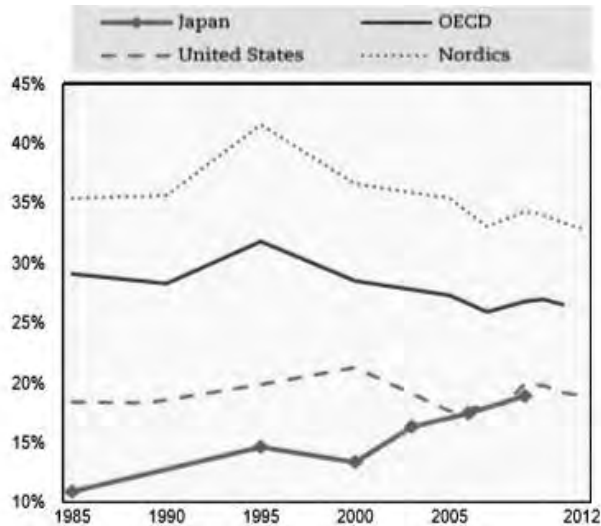
以上、我が国及びOECD加盟国における所得格差とその要因を確認してきたが、我が国のみならずOECD加盟国の多くの国で所得格差が拡大している。OECD加盟国で所得格差が拡大している要因として、OECDは雇用形態が背景にあることを指摘しており、さらに、近年では、かつて所得格差の大きかった高齢者グループから若年層グループへシフトしてきていることを指摘している。

これに対し、我が国では雇用形態による格差拡大も要因のひとつではあるが、所得再分配調査によると、雇用形態による要因以上に高齢者人口の増大による要因が大きいことが指摘されている。しがたがって、今後さらに高齢化が進む我が国においては、当初の所得格差が拡大することが予想され、さらに強い所得格差の是正が求められるのである。

(5) OECD『格差縮小に向けて-なぜ格差縮は皆の利益となり得るか。日本カントリーノート』2015年5月21日, 2頁



図7 再分配の推移



(出所) OECD『格差縮小に向けて-なぜ格差縮小は皆の利益となり得るか。日本カントリーノート』2015年5月21日, 2頁

### 3. 我が国の2015年度(平成27年度)税制改正と所得再分配

本章では、我が国の税制改正を概観し、所得再分配機能の十分な発揮について検討がなされているか否か確認したい。

#### (1) 2015年度(平成27年度)税制改正

我が国の近年の2015年度(平成27年度)税制改正をみると、直近の改正に係る自民党『平成27年税制改正大綱』では、「今後、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく必要がある。そのため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという、経済の好循環を実現していくことが重要である。税制においても、企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。」<sup>(6)</sup>と示され、法人実効税率の引き下げ等、企業の活力を促すための法人税改正が行われた。加えて、2015年度(平成27年度)税制改正では、地方創生のための税制の整備、国境を越えた取引や移動に係る税制の整備等も行われたのである。

さらに、「税制は社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行わなければならない。」<sup>(7)</sup>ことも示した。

しかし、2015年度(平成27年度)税制改正は全体として、デフレからの脱却と経済再生に重点を置いた改正であったといえよう。

(6) 自民党『平成27年度税制改正大綱』2014年12月30日, 1頁

(7) 同上, 2頁

## (2) 所得再分配機能

我が国には、所得税、法人税、相続税、消費税など、50を超える税目の租税があるが、この中で、所得再分配を最も強く発揮するのは所得税である。

所得税については、例えばアメリカでは、所得税はそもそも南北戦争に伴う財源を賄うために1862年に所得税が創設されるも財政上の要求がなくなると廃止されたが<sup>(8)</sup>、1980年代になり資本主義の発達に伴い所得格差が拡大したことから、所得再分配を可能にする税制を国民が要求したことから所得税が再度設けられたという経緯がある<sup>(9)</sup>。そして、これが現在のアメリカの所得税の基礎ともなっている。

このアメリカの例のように、世界の歴史や制度を見ても所得税は所得再分配機能の発揮を期待されており、今後所得格差の拡大が予想される我が国でも所得税の所得再分配機能の充実が必要となってくるのである。

以上、2015年度(平成27年度)税制改正を概観すると、本改正はデフレからの脱却と経済再生に重点を置いた改正が行われ、今後拡大するであろう所得格差とこれに対応しうる所得再分配を考慮した税制に関しては十分に検討されていない。したがって、今後の所得格差拡大に対応するためにも、特に所得再分配を発揮しうる所得税に関して検討が必要である。

## 4. 所得税における近年の国際的租税回避行動とその対応策

所得格差を是正する租税の重要な機能、すなわち所得再分配効果を十分に機能させるには、所得税の適正な課税が執行されなければならない。しかしながら、近年、企業及び個人レベルでの国家間の移動や資産の国際移転が容易になったことを背景に、企業及び個人レベルでの国際的租税回避行為が増加している。この状況を鑑み、OECDでは「税源浸食と利益移転」BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクト<sup>(10)</sup>が進行中であり、第1弾の報告書が2014年9月16日に公表された。

そこで、本章では、2014年9月16日に公表の本報告書を根拠に、平成27年度税制改正で導入された「国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例」について確認したい。

株式等のキャピタルゲインは、租税条約上、原則としてその株式等を売却したものが居住している国に課税権があるとされている。しかし、2015年度(平成27年度)税制改正前は、図8のとおり、例えば含み益を有する株式を持つある個人(甲)が、キャピタルゲインが課税される我が国(図8ではA国)からキャピタルゲインが課税されない香港(図8ではB国)に出国したとする。そして出国後、その個人(甲)が出国先である香港(B国)で別の個人(乙)に株式等を売却することで含み益が実現した場合には、甲は我が国(A国)でも

(8) アメリカにおける所得税の創設及び廃止については、次を参照されたい。Brownlee,W.E.“*Federal taxation in America : A short history*” Woodrow Wilson Center Press and Cambridge University Press,1996,p23及び Klein,J.J.“*Federal income taxation*” John Wiley & Sons,1929,pp23-24

(9) Ibid (Brownlee,W.E.) ., pp36

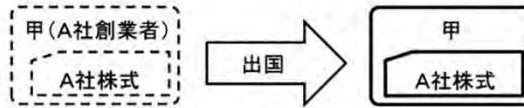
(10) OECDのBEPSプロジェクトについては、次を参照されたい。

OECD“*BEPS Reports*” <http://www.oecd.org/ctp/beps-reports.htm> (2015年7月5日)



図8 居住地国移転による租税回避例

① 出国し、甲が「居住者」から「非居住者」になる



② その後A社の株式を乙に譲渡



キャピタルゲイン課税のない国に出国し「非居住者」  
となった後に株式を譲渡

⇒ いずれの国でもキャピタルゲイン課税を回避

(出所) 浅川雅嗣『財務省説明資料〔BEPSプロジェクトの進捗状況〕』  
2014年(平成26年)9月29日政府税制調査会資料

出国先の香港(B国)でもキャピタルゲインに対する課税が行われず、2015年度(平成27年度)税制改正前は租税回避が可能となっていたのである。

そして、この問題に関して、2014年9月16日公表のBEPSプロジェクト報告書ではその「行動6租税条約の乱用防止」において、条約漁り(第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為)をはじめとした租税条約の乱用が行われていること及び租税回避防止のための国内法の適用を条約が阻害する可能性がある点が問題となっていることを挙げ、その対応のひとつとして租税回避防止のための国内法が条約との関係で確実に適用できるよう適切な措置を実施することとした<sup>(11)</sup>。

この2014年9月16日公表のBEPSプロジェクト報告書により、含み益を有する株式を持つ個人に対する租税回避措置として、未実現のキャピタルゲインに関して譲渡所得課税を行うこととする特例を我が国で導入することが租税条約上可能となり、2015年度(平成27年度)税制改正で「国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例」が創設された。そして、本改正は平成27年7月1日から適用されている。

なお、「国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例」の概要は、国外転出時に時価1億円以上の有価証券等を有する者で、かつ、国外転出の日前10年以内において5年を超えて我が国の国内に住所または居所を有していた者等一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税するものである。本制度は、未実現のキャピタルゲインに課税するものであることから、適切な担保の提供など一定の要件が付しつつ最長10年の納税猶予制度も設けられている。

以上のように、近年、個人レベルでの国家間の移動や資産の国際移転が容易になったことは、かつては行い得ない方法での租税回避行為を可能とした。しかし、このような租税

(11) 浅川雅嗣『財務省説明資料〔BEPSプロジェクトの進捗状況〕』2014年(平成26年)9月29日政府税制調査会資料

回避行為は、公平な税の執行を阻害するものであると同時に、所得再分配機能をも阻害する。したがって、各国が協力し、適正な税の執行を行わなければならないのである。

## 5. 租税の意義と課税権

国際化の進展に伴い、個人の国家間移動や個人資産の国際移転が容易になってきており、前章においてこれらに伴い生じた問題と我が国での対応を確認した。それでは、そもそも我が国では、租税とはいかなるものと捉えており、所得税の課税権はどのようなになっているのであろうか、本章ではこれらについて確認したい。

### (1) 租税の意義

租税の意義について、我が国では日本国憲法の第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」として納税の義務が、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と租税法律主義が定められている。しかしながら、我が国では租税とはいかなるものであるかについて明確な定めはない。

そこで、租税とはいかなるものであるかについて、まず、判決から確認したい。租税の意義を示した判決として、国民保健条例の定義が憲法第84条に反するか否かについて争われた旭川市国民健康保険料条例訴訟がある。本訴訟の最高裁判決で憲法第84条に定める租税とは、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たるといふべきである。」<sup>(12)</sup>としている。

次に主な学説に基づく租税の定義について確認したい。租税について、金子宏教授は、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」<sup>(13)</sup>と定義している。

また、北野弘久教授は、従来の租税の定義として一般に示されてきたものは、「国または地方公共団体がその必要な経費に充てるために、国民から特別の給付に対する反対給付としてではなく強制的に徴収する金銭給付である」<sup>(14)</sup>としたうえで、この定義について、「今日なお基本的に租税の本質を表現しているといつてよい。しかし、現代国家における租税の定義としてはその不完全さは否定しえない。」<sup>(15)</sup>として検討を加え、租税の定義を「国または、地方公共団体が人々の福祉の費用に充当するために、応能負担原則を実体的内容とする『法』(法律・条令)に基づいて、人々から徴収する金銭給付である。」<sup>(16)</sup>としている。

(12) 最(大)判2006年(平成18年)3月1日、TAINSコード999-8126

(13) 金子宏『租税法 第20版』2015年、弘文堂、8頁

(14) 北野弘久『税法学原論 第6版』2007年、青林書院、23頁

(15) 同上、23頁

(16) 同上、31頁

表1 所得税の納税義務者と課税所得の範囲

納税義務者		課税所得の範囲
居住者	非永住者以外の居住者	所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税する
	非永住者 ※居住者のうち日本国籍がなくかつ過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である個人	国内において生じた所得（国内源泉所得）と、これ以外の所得（国外源泉所得）で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものに対して課税する
非居住者		日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税する

(注) 所得税法4条, 第5条, 第7条及び国税庁『タックスアンサー No.2010納税義務者となる個人』(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2010.htm> (2015年7月7日))より筆者作成

## (2) 所得税における課税権

水野忠恒教授は、課税権の範囲を、「国家はその居住者については、その全世界の所得に対して課税することが許されていると解されている。国際法においても、居住者の全世界所得に課税することを制約する原則は存在しないとされる。」<sup>(17)</sup>としている。本範囲で課税権を捉えると、国家はその居住者に関して課税権を有すると考えることができよう。そこで、本範囲に基づき、我が国所得税における課税権を考えたい。

我が国所得税における個人の納税義務者と課税所得についてまとめたものが表1である。

所得税では、日本国内に住所があるかまたは現在まで引き続いて1年以上居所がある個人を居住者、居住者以外の者を非居住者としている。そして、表1のとおり、居住者については、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である個人を非永住者とし、これ以外を非永住者以外の居住者としている。

それぞれの課税所得の範囲は、非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税することとしており、非永住者は国内において生じた所得（国内源泉所得）とこれ以外の所得（国外源泉所得）で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものに対して課税することとし、非居住者は日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税することとしている。

したがって、所得税では我が国に住所を有するかで課税所得の範囲が変わってくることとなる。この住所について我が国所得税では明確な定めはなく、民法の定めに従うこととなる。そして、民法第22条において住所とは、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」としているがこのような住所の規定は、所得税において納税者と課税庁との間における見解の相違が生じやすく、訴訟で争われる事例も少なくない。

租税訴訟において住所の概念がいかなるものであるか争われた事例として、所得税において争われた事例も少なくないが、最近注目された訴訟事例では、例えば贈与税における住所概念が争われた武富士事件がある。本事件の最高裁判決では、1954年（昭和29年）10

(17) 水野忠恒『租税法 第5版』2011年、有斐閣、573頁

月20日の最高裁判所大法廷判決を引用し、住所とは「反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」<sup>(18)</sup>としている。

税理士の中西良彦氏は、訴訟における住所についていくつも検討した結果、「多くの判決が『租税法が多数人を相手方として課税を行う関係上、客観的な表象に着目して画一的に規律せざるを得ないことから、一般的には、住居、職業、生計をいつにする配偶者その他の親族の居所、資産の所在等の客観的事実に基づき、総合的に判定するのが相当』<sup>(19)</sup>と指摘している。

また、訴訟における所得税の住所の判断について税理士の山田俊一氏は、「所得税法では民法の『住所』の定義を借用し、主観主義ではなく客観主義を採用していると考えることができる。」<sup>(20)</sup>としている。

つまり、訴訟においては、住民登録されている場所が住所ではなく、あくまでも生活の拠点があるか否かで判断することとなるのである。さらに、税理士の山田俊一氏は、国際化の進展を背景として複数国で活躍する者は非居住者としていずれの国でも所得税が課税されないこととなることを指摘し、さらにこのような人材が増えることが予想されることとした上で、「このような国際的な課税の真空地帯が誕生することを国際社会として認めざるを得ないのか。認めないという方向を目指すのであれば、国籍ベースなど新しい課税ルールを定める必要がある。」<sup>(21)</sup>と述べている。

以上、判決及び金子宏教授及び北野弘久教授に基づき租税の意義を検討すると、北野弘久教授による定義は他とは異なる点も有するが、おおむねその意義は国または地方公共団体がその経費に充てるために課税権に基づき徴収する金銭給付であり、受益と負担の関係や「税」という名称か否かは特に問題ではないといえよう。

このように租税の意義を捉えて課税権のあり方を検討すると、昨今の国際的な進展は国家間の人の移動、資産移転を容易にしており、現行の課税権の考え方では個人のレベルでの租税回避が可能となり、所得再分配機能の十分な発揮に弊害をもたらすことが考え得る。したがって、国際的に統一された何らかの対応が必要であろう。

## 6. むすびにかえて

本論文では、まず、我が国及びOECD加盟国における所得格差とその要因を探った。すると、我が国のみならずOECD加盟国の多くで所得格差が拡大しており、今後さらに高齢化が進む我が国では、再分配前の当初所得においてさらなる所得格差の拡大が予想される。しかしながら、現在の我が国の再分配は1985年以後上昇はみられるものの、2009年と

(18) 最判2011年(平成23年)2月18日、TAINSコード261-11619

(19) 中西良彦「海外での株式譲渡と住所・居所の認定」『実務に活かす税務判決・裁決事例精選50』ぎょうせい、2011年、52頁

(20) 山田俊一「海外で活躍する邦人の住所と我が国の課税権」『税理』Vol.48.No.8、2005年6月、210頁

(21) 同上、214頁



2010年の所得格差減少は19%にとどまっており、OECD加盟国平均よりも低くなっている。したがって、今後当初所得の格差拡大が予想される我が国では、現在よりも所得再分配機能を強く発揮する制度を整えることで、格差是正を行うことが求められるのである。

そこで、所得再分配機能のための税制について確認したところ、直近の改正である2015年度(平成27年度)税制改正はデフレからの脱却と経済再生に重点を置いた改正が行われ、今後予想される所得格差拡大に対応しうる税制、すなわち所得税における所得再分配機能に関して十分に検討されているとはいいがたいものであった。

次に、所得税における所得再分配機能を阻害する要因のひとつとして考えられる租税回避について確認した。すると、近年、国際化の進展により個人レベルでの国家間の移動や資産の国際移転が容易になり、かつては行い得ない方法での租税回避行為が可能となってきた。そこで、我が国でもこれらに対応すべく税制改正が行われたが、それでもなお現行の所得税における課税権の捉え方では、複数の国で活動する個人はいずれの国でも納税義務が生じず租税回避が可能になってしまう等、新たな問題が生ずることが懸念されるのである。

以上、当初所得の格差拡大が予想される我が国では、再分配機能のさらなる充実が急務であり、特に所得税の課税のあり方を検討しなければなるまい。さらに、国際化の進展により個人レベルでの国家間の移動や資産の国際移転が容易となった今、所得税の所得再分配機能の十分な発揮のためには、これらを阻害する国際的租税回避への対応が急務である。したがって、我が国のみでの対応ではなくOECD加盟国をはじめとする世界規模での国際的な協力を行い、適正な税の執行を実現するため、従来の課税権のあり方に捉われず世界規模の徴税機関の樹立も含めた新たな課税権のあり方を検討しなければならない時代が到来しているのではなかろうか。

(2015.7.20 受稿, 2015.8.5 受理)

## 〔抄 録〕

現在、我が国のみならず OECD 加盟国の多くで所得格差が拡大しており、今後我が国ではさらに高齢化が進むことで、再分配前の当初所得においてさらなる所得格差拡大が予想される。したがって、我が国では現在よりも所得再分配機能を強く発揮する税制を整えることで、格差是正を行うことが求められる。

しかしながら、直近の改正である 2015 年度（平成 27 年度）税制改正はデフレからの脱却と経済再生に重点を置いた改正が行われ、今後予想される所得格差拡大に対応しうる税制、すなわち所得税における所得再分配機能に関して十分に検討されているとはいいがたい。また、国際化の進展により個人レベルでの国家間の移動及び資産移転が容易になる今、現行の所得税における課税権の捉え方では、複数の国で活動する個人はいずれの国でも納税義務が生じず租税回避が可能となってしまうといった新たな問題も指摘されている。

そこで、当初所得の格差拡大が予想される我が国では、再分配機能のさらなる充実が急務であり、特に所得税の課税のあり方を検討しなければなるまい。さらに、個人レベルでの国家間の移動や資産の国際移転が容易となった今、所得税の所得再分配機能の十分な発揮のためには、これを阻害する国際的租税回避への対応が必要である。したがって、我が国のみに対応ではなく OECD 加盟国をはじめとする世界規模での国際的な協力を行い、適正な税の執行を実現するため、従来の課税権のあり方に捉われない世界をひとつとした新たな課税権のあり方を検討しなければならない時代が到来しているのではなかろうか。